

手数料に関する事項

【求職者から徴収する手数料】

- ・手数料は一切申し受けません。

【求人者から徴収する手数料】

求人者から徴収する手数料等有料職業紹介の届出をした範囲内において求人者と合意した金額とし、契約書等に定めるものとします。

・サービスの種類及び内容

求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス

・手数料の額

成功報酬

職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 。

手数料負担者は求人者とします。

（※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。）